

私立高校がもっとずっと身近に！！

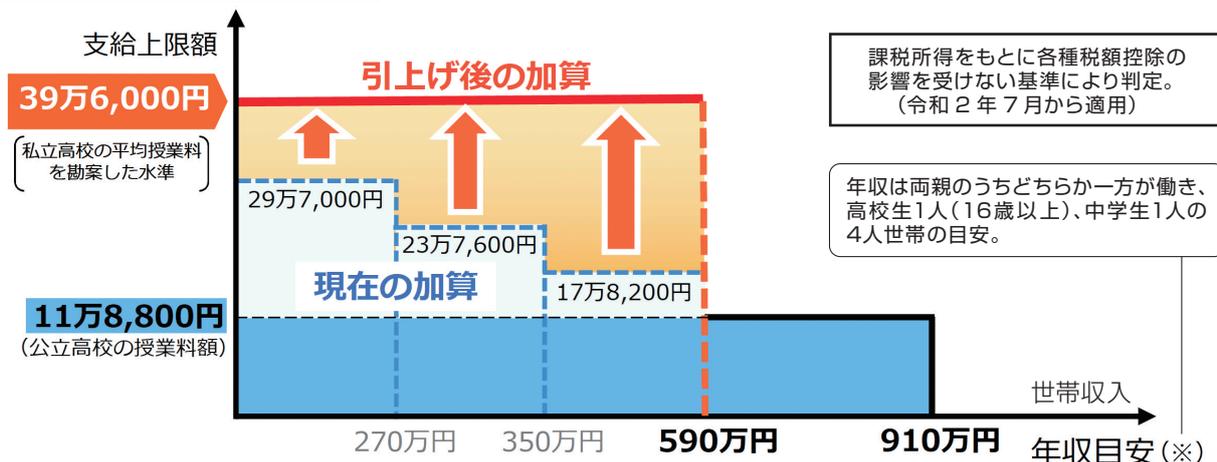
～令和2年度から「就学支援金」の制度が変わります～

令和2年
4月から

変わります！ 高等学校等就学支援金制度

私立高校等に通う生徒の「就学支援金」の上限額の引き上げなどの制度改正が決定。

令和2年4月からの実施内容



※私立高校等の通信制課程に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は29万7,000円

「就学支援金」とは？

国による授業料支援の仕組みです。



高等学校、高等専門学校（1～3年）、専修学校（高等課程）などの学校に通う生徒を対象としています。

上限額の引き上げは、現在、就学支援金の対象となっている学校に適用されます。

引き上げ後の支給額は、在校生（令和2年度よりも前に入学した生徒）にも適用されます。

申込方法は？

学校を通して行います。



入学時などに、通っている学校から案内があります。その案内に沿って申し込みを行ってください。



高校生等への修学支援

検索



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省のwebサイトには、最新の情報や都道府県担当連絡先を掲載しています。

令和2年4月から「就学支援金制度」が見直されることになりました。世帯収入（年収目安）590万円未満の場合は、支給上限額の見直しにより、39万6千円（通信制課程は29万7千円）が支給されることになります。該当すれば、今以上に保護者の方の負担が軽減されますので、私立高校がますます身近な存在となります。

令和2年4月からの

高等学校等就学支援金制度

令和2年1月6日現在

【Q&A】

Q1：何が変わるのですか？

A1：この高等学校等就学支援金は、国の制度として、年収目安が約590万円未満世帯の生徒を対象に支給される上限額が引き上げられることになりました。なお、広島県の場合は国の制度に上乗せして助成する独自制度がありますが、現時点では、令和2年度以降の助成内容については未定となっています。

Q2：上限額はどうなるのでしょうか？

A2：令和2年度の政府予算案では、上限額が39万6千円となっています。通信制課程の場合の上限額は29万7千円となります。

Q3：無償となるのでしょうか？

A3：支給上限額は、「私立高校の平均授業料を勘案した水準」として決定されております。学校によって授業料は異なりますので、無償にならない場合もありますが、従来よりも上限額が上がったことは間違いありません。

Q4：判定基準はどうなるのでしょうか？

A4：現時点では「課税所得を基に各種税額控除の影響を受けない基準により判定（令和2年7月から適用）」となっており、詳細は後日の発表を待たないとわかりません。

Q5：新制度が適用される生徒の範囲は？

A5：令和2年度の新入生と、在校生にも適用される見込みです。

Q6：申込み等はどのようにすればよいのですか？

A6：すべて私立高校が窓口となって案内します。学校からのご案内をお待ちください。

Q7：いつごろ詳細が分かるのでしょうか？

A7：国の上限額が判明しましたが、広島県の制度は検討中と聞いておりますので、後日詳細発表となると思われます。

※私学協会では、新たな情報が入り次第、協会のホームページに掲載します。